

第142回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果（概要）

- 1 参加者委員
福永健司委員（部会長）、青山定敬委員、清宮敏子委員、尾張敏章委員、
武藤敏雄委員
- 2 議題
（1）審議事項
議案1「林地開発許可案件」について
- 3 審議結果
上記の議案1に係る第1号から第4号までの案件について審議がなされ、
全ての案件について森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画
であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件 [(新規)(株)ウィンフィールドジャパンによる太陽光発電施設の設置]

- 委員：森林率はクリアしているものの、北西・南側に残置・造成森林が見られず、住宅地が隣接しているため周辺には多少の植栽が欲しい。
- 事務局：住宅地への影響緩和のため地域森林計画対象民有林外ではあるものの林帯を設けられないか指導したところ、
- ①必要な発電量をまかなうためにパネル枚数を削減しがたい
 - ②落葉落枝の掃除が大変なので、できるだけ木は植えないで欲しい
- 旨の要望が隣接する住民からあったとの回答があり、現計画で申請を受け付けた。
- 委員：工事中の土砂流出はないと考えてよいのか。
- 事務局：現地はほぼ平坦で、オンサイト調節池の掘削土をそれ以外の部分の盛土材として利用する計画であり、施行中の区域外への土砂流出についてはほとんど発生しない見込みである。
- 委員：U字溝(U240)に土砂が堆積し、外部の水路へ流出することはないか。
- 事務局：調節池からオリフィス柵の間に泥溜め15cmを設け、定期的に浚渫し、区域外への土砂流出を防止する計画である。また、事業区域外に土砂が流出されないか懸念されることを事業者に伝え、表面を碎石にできないか検討するよう指導する。
- 委員：森林率が基準ギリギリで、工事のときに残置森林が減ると基準を満たさなくなる危険性があるが、森林率を満たさない場合は違法となるということを事業者は理解しているか。
- 事務局：森林をもう少し確保できないか交渉したが、パネルの枚数、必要発電量が決まっており、基準を満たしている以上、現段階ではこれ以上の残置森林の確保はできない、との回答があった。なお、工事の際に間違っただけで残置森林を切らないように残置森林の周囲に赤杭を設置するルールとなっており、そちらを遵守し確実に残置森林を確保するように念押ししており、今後も指導を続ける。なお、基準を満たさなくなった場合は違法となることも事業者は理解している。
- 委員：BOXカルバートについて、どのように維持管理するのか。
- 事務局：頻度についての明確化はされていないが、水路が残置森林等にあり、樹種は主に落葉広葉樹となっているため、定期的に落葉や土砂などを浚渫していかないと放流が厳しいと事業者も十分理解している。また、市からも定期的にメンテナンスをして確実に放流するように指導を受けているため、落葉の時期などタイミングを見計らい定期的に浚渫する予定となっている。

○第2号案件 [(新規)(一社)全国新エネルギー一次世代設備施工協会による太陽光発電施設の設置]

- 委員：残置森林の管理について、クロマツに関して枯れは目立たないが、かなり密度が高い状態であり除間伐等の管理の計画は？
- 事務局：密度が濃いため、今後、間引いていくことになる。全体の現況では、草地部分が20%あり、残置森林でも一部草地状のところがあり、事業

者は所有者と相談し、クロマツを補植することとしている。

委員：クロマツだと松枯れが懸念されるが、その対策は検討しているのか。

事務局：今のところ抵抗性のクロマツを植栽するという計画である。

委員：松枯れが発生した場合は？近隣の薬剤散布等は考えているのか。

事務局：そのような方向で指導していきたいと考えている。

委員：沈砂池、浸透池の維持管理について、必要容量と確保容量に差があまりなく、少しでも埋まると必要容量を満たさなくなるが、浚渫の頻度など維持管理はどのように行うのか。

事務局：事業者は、申請の前に地元と協議しており、維持管理についての確約書が締結されている。工事後も含め、場内、残置森林及び池の維持管理は1.5か月に1回（年間8回）実施すると、成田市及び香取市の地元区と協定を交わし確約している。

○第3号案件〔（変更）三信建設（株）による砂利採取〕

委員：中期計画では将来的な事業地の拡大は令和6年までとなっているが、長期的には、北西の区域はさらに拡大する計画と考えてよいか。

事務局：事業者の希望としては、北西部についても今後拡大していく計画があると聞いている。ただし、当該地には埋蔵文化財が在ることが判っており、調査が必要であることと併せて共有地の同意を得る必要があるため、当該区域へ拡大する場合は適正な開発行為が行われるよう、引き続き事業者へ指導する。

委員：随時植栽を行うということだが、最後にまとめて行うということか。

事務局：事業区域北側、東側、西側に関しては砂利採取が終わり次第、植栽を行う。

委員：今回の変更申請の完了後の植栽が定着するかを確認することよりも、既計画で植栽を行っているのであればそれを評価した上で、変更計画の植栽の方法等について確認していただければと思うが、それは、この案件ではできないということか。

事務局：事業区域外東側の区域はすでに植栽をして完了している。

委員：植栽をしたからといって、森林に回復するかどうかというのは別の話。砂利採取は表土を戻すとはいえ、土壌を攪乱する形で植栽をするので、本当に回復するかは長い目で確認する必要がある。この案件に関しては、プラントの事情でできないのかもしれないが、17回も変更をして植生の回復措置を図っていないというのはいかがなものか。

事務局：事業者は、植生の回復を図っており、隣接する東側及び西側の箇所は、植栽をして完了している。

委員：砂利採取が終わったところから随時植栽していくという説明であったが、中期事業計画をみると、最後の1年間で森林を造成していくということか。

事務局：事業区域南側についてはプラントがあること、北側については、拡大部分が事業地一番奥に位置し搬出路があることから、最後の1年で植栽することになる。

委員：ここは15haのクロマツ人工林を作るということか。松枯れのリスク等

心配だが、検討されているということでよいか。

事務局：事業者へ抵抗性のマツを使用するよう指導し、委員からの松枯れに対する指摘も伝え、指導していく。

○第4号案件〔(変更)(有)丸和建材による砂利採取〕

委員：最終法面（最終残壁）が最大で直高100mを超える計画で、不自然な地形が残ることになるがあまりにも大きくないか。

また、切土法面は造成“森林”ではなく造成“緑地”でいい、という考えはそろそろ改めるべきではないか？道路建設などの公共事業であれば、今は法面の小段部だけではなくて斜面部にも樹木を導入する時代である。事業者の資金面なども考慮しなければならないが、少なくとも小段部には樹木を入れるべきではないか？県の法面勾配の基準はあくまで当面の安定面から見た最低基準であり、長期的な安定を保証するものではなく、“自然に戻す”、“周辺の景観と調和する植生をつくる”などといったことを目指すための数値でもない。この開発計画はこれまでの県の基準を満たしているわけだが、地形改変（最終的な姿）にしろ、その後の植生回復にしろ、防災面以外の面でもこれまでのままでいいか基準を考え直す時期に来ていると思われる。

事務局：最終法面が大きく残る計画となっているが、切土法面については高さに関する基準を設けておらず、今回の計画も基準から逸脱していない。

また、「千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針」（平成30年8月策定）にて、45度未満の地形の勾配において小段は造成森林を緑化目標として明示しているが、本件は地形の勾配が45度以上のため、小段を含む法面の緑化目標が造成緑地となる。

なお、土石等の採掘地における切土の法面勾配の基準については、砂利採取法、県の土採取条例及び採掘法で設定されており、林地開発においても現地に適合した安定したものであれば、それらの基準を引用することを認めている。砂利採取法では「千葉県砂利採取計画の認可に係る審査基準」において「こう配45°以下とし、切土の垂直高さが15mを越えるときは、15mごとに幅2m以上の小段を設けること」とされ、土採取条例では「千葉県土採取計画の認可に係る審査基準」において「こう配45°以下とし、切土の垂直高さが10mを越えるときは、10mごとに幅1m以上の小段を設けること」とされている。本計画は法面勾配45°以下で、10m以内ごとに幅2m以上の小段を設ける計画としており、現地確認の際も、既許可地の長大法面となっている箇所で大きな崩れ等は見受けられなかったため、これらの基準を引用しても安全上問題ないと判断している。

委員：造成森林の樹種について、クヌギ、コナラ、ヤマモモだが、君津の方もナラ枯れがかなり出てきていると思うが、この樹種選定で大丈夫か。

事務局：事業者の方は、手に入りやすさから、クヌギやコナラ、ヤマモモを選定していると思われるが、今後もし植樹後に、ナラ枯れ等が顕著に見られる場合は、適宜補植していくように指導しく。

委員：3号案件と同様、過去の同じ場所でどのような植栽、回復措置を図っ

て、うまくいっているか評価することで、今回の申請案件で植栽をどうするかというのが考えられる。心配なのは、この申請案件とは関わらないが、空中写真をみると平成20年から現在までの10年以上ほぼ変わっておらず、計画どおりに植生回復措置が図られているのかどうか、空中写真を見ると不安になるが大丈夫か。計画が実行されているか確認しているのか。

事務局：砂利採取については、社会情勢等で供給量も変わるとされるし、現在稼働中の現場については、適宜、完了まできちんと適切に植栽されているか確認していくが、そのほかの現場についても巡視のうえ確認している。

委員：開発が動いていないということは、つまりもう許可の必要がないということ。計画どおりにやって、終わるとというのが本来の姿だと思う。ずっとほったらかしにされているように見える。

事務局：事業者と連絡を取り合って、この後開発が進む状況でないということであれば、形が終わっていない場合は、廃止届、終わる見込みがあるのであれば、継続し、最終的に完了届をだしていただくことになる。

委員：廃止届を出せば、計画どおりに植栽を行わなくても、つまり砂利だけとっておしまいということになるのか？

事務局：廃止届は場内を安全な形状にし、植栽が適切に完了されていることが確認できれば、事業途中でも廃止することが可能。危険な形状で残らないように指導してからということになる。

委員：この部会として、開発を認める場合、開発の計画どおりに植生回復が図られるという条件のもとで認めているので、途中で廃止されて計画通り実行されないというのが許されるというのはどうかと思う。個人的な意見であるが。